

仕 様 書

名 称	20ftコンテナの陸上輸送等
作成年月日	令和4年8月 日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 松尾 彰美

1 適用範囲

本仕様書は、官側が指定する区間への20ftコンテナの陸上輸送、それに付随する業務等に適用する。

2 用語の定義

(1) 陸上自衛隊那覇駐屯地

沖縄県那覇市鏡水679にある施設をいう。

(2) 港湾地区

那覇港（那覇埠頭及び新港埠頭）及び中城湾港のいずれかの港湾であり、フェンスに囲われるなど、盗難防止の処置がなされている地域をいう。

(3) 20ftコンテナ

ISO規格の20ft海上ドライコンテナをいう。

3 輸送役務内容

(1) 那覇駐屯地への20ftコンテナの陸上輸送

(2) 那覇駐屯地から港湾地区への実入り20ftコンテナの陸上輸送

(3) 20ftコンテナの港湾地区での保管

4 輸送役務の細部要領

(1) 共 通

20ftコンテナ、物資を20ftコンテナに梱包するためのパレット（1,100mm×1,100mm）200枚及びラッピング資材については、業者側が準備する。

(2) 那覇駐屯地への20ftコンテナの陸上輸送

10月11日（火）、13日（木）、17日（月）及び19日（水）に、20ftコンテナ5本ずつ、那覇駐屯地に搬入する。搬入場所については、官側が指示する。

(3) 那覇駐屯地から港湾地区への実入り20ftコンテナの陸上輸送

10月13日（木）、17日（月）、19日（水）及び24日（月）に、実入り20ftコンテナ5本ずつ、那覇駐屯地から港湾地区へ陸上輸送する。この際、港湾地区の選定は業者側計画とする。

(4) 20ftコンテナの港湾地区での保管

- ア 令和5年2月20日（月）以降に開始する海上輸送のため、令和4年10月13日（水）から令和5年2月20日（月）の間、20ftコンテナ20本を保管する。
- イ この際、港湾地区での20ftコンテナの卸下については業者側が実施する。
- ウ 保管にあたり、盗難などの防止措置を講ずるものとする。

5 その他

(1) 法令の遵守

仕様書に定める作業を実施するにあたり、作業業者は港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に定める手続きを実施するものとする。

(2) 情報保全

本契約により知り得た情報については、流出防止を図るものとする。

(3) 連絡体制の確保

受注者は担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けることができる態勢を確保する。

(4) 不測事態等への対応

事故などの不測事態等が発生した場合においては、業者側は官側の意向を確認し、所要の処置を講じるものとする。

(5) その他、本仕様書に記載のない事項は、別途官側と調整するものとする。